

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、重症者や重症化のおそれがある方の入院医療に支障が生じないように、軽症者等については宿泊療養施設で療養できる体制の整備を進めており、宿泊療養施設の安定的な運営体制を確保するため、宿泊療養施設の管理運営に関わる業務全般を委託する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務

(2) 業務内容

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 委託費用

金47,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3 本プロポーザルへの応募資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 石川県内に事業所を有する民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ② 石川県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
 - ⑤ 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ⑦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑨ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑩ 政治団体
- ⑪ 宗教団体

4 募集方法

石川県のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 委託業者選定方法

本プロポーザルの申込みがあった者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を行い、総合的に最も優れた提案をした者を委託候補者とする。

なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

6 プロポーザル参加手続等

(1) 質問及び回答

- ・本プロポーザルに関する質問は、電子メールにより石川県健康福祉部医療対策課（以下、全ての書類の提出先とする。）に、質問書（別記様式1）を 令和4年2月7日（月）17時（必着）までに提出すること。
なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。
- ・質問に対する回答は、原則として、令和4年2月9日（水）までに、参加申込書の提出者全てに電子メールで通知する。
- ・質問書を提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。

(2) 参加申込

- ・本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（別記様式2）を 令和4年2月7日（月）17時（必着）までに持参又は郵送により提出すること。
- ・参加申込書提出後、事情により参加を辞退する場合は、令和4年2月14日（月）17時までに辞退届（別記様式3）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・本プロポーザルへ参加する者は、次の①～⑤の書類を持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。
 - ①提案書（別記様式4）
 - ②企画提案書（様式任意）
 - ③業務委託見積書
 - ④会社概要

⑤業務実績（類似事業の受注実績が分かる資料）

・企画提案書等は、別紙「提案書作成要領」を踏まえて作成すること。

(2) 提出場所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
石川県 健康福祉部 医療対策課 医療指導グループ

(2) 提出期限 令和4年2月15日（火）17時（必着）

※上記日時までに提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす

8 審査方法等

(1) 審査会の実施

実施日 令和4年2月21日（月）

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはWebでの開催の可能性がある

(2) 審査基準

審査員により、提出された企画提案書等の内容について、別紙「審査基準」に基づくプレゼンテーション審査を総合的に行い、委託候補者を決定する。

(3) 委託候補者の決定及び選考結果通知

① 審査において企画提案内容を総合的に評価する。

② 審査結果は各提案者に文書をもって通知する。

9 契約締結について

(1) 審査で評価が最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。

企画提案の内容をもとに、実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

10 スケジュール

募集	1月31日（月）
仕様書に対する質問書提出期限	} 2月 7日（月）17時
参加資格確認申請書提出期限	
質問書に対する回答日	2月 9日（水）
提案書提出期限	2月15日（火）17時
審査会	2月21日（月）
随意契約締結	2月22日（火）以降
委託業務開始	3月 1日（火）

11 その他特記事項

(1) 企画提案書は、各プロポーザル参加者とも1案のみとする。

- (2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
 - ① 県が指定した期日及び場所に書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件又は指示事項に違反した場合
- (3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (4) この要領の内容に不明な点がある場合には、県の指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 提出先・問合せ先

石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ

担 当：堂宮 西

住 所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

電 話：076-225-1433（平日の 9 時～17 時まで）

E-mail：doumiya@pref.ishikawa.lg.jp